

景観配慮協議結果通知書

鎌都景第 474-2 号
令和元年（2019年）11月21日

大和ハウス工業株式会社 横浜支社
常務執行役員支社長 山崎 考平 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第31-22号		
土地利用類型 の 名 称	一般住宅地、緑地		
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外		
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市玉縄四丁目2番1の一部		
行為の 種類	建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	
	開発	<input checked="" type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 土地の形質の変更	
特定地区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外		
協議事項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全般的には低層であり、開放的なスケール感を持っている。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。 ・新設擁壁は、化粧仕上げとなっている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>		
備考			